

○山形県すまい情報センター条例

平成12年10月13日山形県条例第76号

改正

平成17年3月22日条例第56号

山形県すまい情報センター条例をここに公布する。

山形県すまい情報センター条例

(設置)

第1条 県民に対して住宅に関する適切な情報を提供するため、山形県すまい情報センター（以下「センター」という。）を山形市に置く。

(指定管理者)

第2条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

- (1) 1日当たりの開館時間は、6時間30分以上であること。
 - (2) 休館日は、年間58日以下とすること。
 - (3) その他センターの管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間及び休館日を定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をしたセンターの開館時間及び休館日を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第56号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県すまい情報センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

改正

平成15年3月25日規則第21号

平成18年3月31日規則第63号

山形県すまい情報センター条例施行規則をここに公布する。

山形県すまい情報センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県すまい情報センター条例(平成12年10月県条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 山形県すまい情報センター(以下「センター」という。)の開館時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成13年1月1日は、センターの休館日としない。

附 則(平成15年3月25日規則第21号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第63号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。